

郡上市観光事業者経営安定化補助金

新型コロナウイルス感染拡大により、経営の安定に支障が生じている観光事業者に対して事業の継続を下支えし、これまで育てた人材の雇用を図るため、その施設の固定費の一部を補助してきました。しかし、いまだ収束の目途が立たない状況から、最長4ヵ月間の固定費の一部を補助します。

補助対象となる固定費		補助金額
光熱水費	水道料、下水道料、電気料、燃料等	左記の経費の 2分の1
通 信 費	固定電話料、TV回線料、インターネット回線料等 ※携帯電話料金は対象外	
賃 借 料	動産の賃借料等（※家賃を含む）	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・通信料や賃借料等で複数月や年払いとなっている請求については、対象月のみを月割りで計上してください。 ・請求書が家庭用と兼ねている場合は、税務申告と同様の案分率で計算してください。 ・コピー機等について、月額のリース料のみが対象となり、パフォーマンス料は対象外です。 ・クレジットカード引き落としの場合はクレジットカードの利用明細と引落とし通帳の写しを併せて添付してください ※家賃の中に駐車場料金が含まれており、店舗家賃と駐車場料金が分けられない場合は「別紙 家賃計算表」を使用してください。 ※家賃に対する補助金を受けている場合は補助対象外となります。	

補助金の上限（令和3年6月1日～令和3年9月30日までの経費が対象）

法人	個人
上限 150万円/月	上限 20万円/月

※申請書類は月毎に分けてそれぞれ書類を作成する必要があります。

※様式等は市ホームページからダウンロードができます。

【申請期限】 令和3年12月28日(火)

☎ 商工観光部観光課 ☎ 67-1808

税申告の準備を始めましょう！【申告期間】 令和4年2月16日（水）～3月15日（火）

確定申告や市・県民税申告の際に、提示や提出をしなければならない書類があります。

申告の直前になって慌てることのないよう、下記の書類は大切に保管しておいてください。

マイナンバーカードまたは通知カード／給与、公的年金等の源泉徴収票／生命保険や個人年金、地震保険の保険料控除証明書／住宅ローン残高証明書／医療費や医療品等に関する明細書、もしくは領収書／寄附先から発行される寄附金受領証明書など／配当や保険の一時金・満期返戻金の通知書、その他収支計算の根拠となる領収書など

＜給与所得者の人へ＞

勤務先での年末調整はお済みでしょうか？保険等の控除の漏れや扶養人数に誤りはありませんか？勤務先で年末調整がされていない場合、確定申告が必要です。

＜年金所得者の人へ＞

年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、実際に天引きされている人以外は控除として計上することができませんので、ご注意ください。

＜障がい等の控除について＞

ご自身または扶養親族に障がい等がある場合で、勤務先または年金支払者へ障がいの申告をされていない人は、確定申告を忘れないようにしてください。

扶養控除の重複にご注意ください！！

家族内で複数の方が同じ人を扶養控除にすることはできません。合計所得金額が48万円以下の扶養親族を誰が扶養として申告するのか、家族でよく話し合っておきましょう。

☎ 総務部税務課 ☎ 67-1837